

寄せられたご意見と回答(令和6年7月受付分)

令和6年7月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 呑川に棲むカワセミの生息地を保全してください

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> 呑川に棲む野鳥のカワセミに若鳥が誕生し、親が若鳥の育児を現在行っている。場所は呑川に掛かる第二京浜国道の橋で、橋の下流にある護岸の植栽（ツル植物）を利用し、橋の下にある水辺で小魚を捕って若鳥に与えている。</p> <p>少なくとも若鳥が独立する9月位までは、この環境を保全し、植栽を伐採しないでほしい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該箇所のツル植物については当面、伐採撤去する予定はないが、川の流れを阻害する状態になった場合は剪定せざるを得ないため、ご理解いただきたい。</p>	地域基盤整備第一課 地域基盤整備担当 電話 03-5764-0631

2 学校のプールについて

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> 最近の地球温暖化で気温が上がりすぎて、学校のプールに入れず水泳の授業が受けられないということが多々ある。小学校や中学校の屋外プールに日差しよけの屋根を設置してあげてほしい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> プールサイドに日差しよけの屋根をすでに設置している学校に、さらに大きな日差しよけの屋根を新たに設置することや、未設置の学校に大きな日差しよけの屋根を新たに設置することは、建築基準法等の定めにより現状ではできない。そのため、児童、生徒の安全を第一に考え、暑さ指数（WBGT）や水温と気温の合計などを鑑みて授業実施の判断をするとともに、水分補給等を行いながら、熱中症予防に十分注意して授業を行っていく。</p>	教育総務課 施設担当 電話 03-5744-1399

3 大田区公式 LINE に対する要望

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□防災行政無線の放送内容を、LINEにて通知してはどうか。 聴き取れなかった、聴き逃してしまった際に改めて検索する手間が省けて便利だと思う。</p> <p>■区では、防災行政無線の放送内容を、平時・緊急時を問わず「大田区防災アプリ」や「大田区防災ポータル (https://bosaipotat.city.ota.tokyo.jp)」で文字や音声にて確認できるサービスを設けている。特に「大田区防災アプリ」では、緊急情報をプッシュ通知でお知らせする機能を提供している。</p> <p>この他、防災アプリ・防災ポータル共通の機能として、避難所情報や防災マップ等が確認できるほか、平時から防災に関するイベント等の情報を「お知らせ欄」から発信しており、また、電話でも防災行政無線の放送内容を確認できる「防災行政無線電話応答サービス (050-5536-5105) (有料)」も提供している。</p> <p>なお、避難指示等が発令された際は、防災行政無線や防災アプリ・防災ポータルだけでなく、大田区公式 SNS (LINE・X) や「区民安全・安心メール」、携帯電話各社の「緊急速報メール (エリアメール)」など、多様な方法で情報提供する。</p> <p>引き続き、防災情報がより多くの方に伝わるよう研究、対策を実施していく。</p>	防災危機管理課 情報担当 電話 03-5744-1236